

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)(先議) 要旨

本法律案は、我が国の基幹的大量高速輸送機関である新幹線鉄道の安定的な輸送を将来にわたり確保するため、将来必要となるその土木構造物の大規模改修に向けて万全の備えを講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、国土交通大臣は、新幹線鉄道を所有し、かつ、その営業を行う法人であつて、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てることが必要かつ適当であると認めるものを指定することができるとし、指定を受けた法人は、新幹線鉄道大規模改修引当金積立計画につき国土交通大臣の承認を受け、その計画に従い、新幹線鉄道大規模改修引当金を積み立てなければならないこととする。

二、新幹線鉄道の大規模改修の円滑な施行を図るため、この法人が大規模改修実施計画を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合には、大規模改修工事に係る鉄道事業法上の手続の特例を認めることとする。

三、この法律は、公布の日から施行する。